

呉市人権教育・啓発講師派遣事業

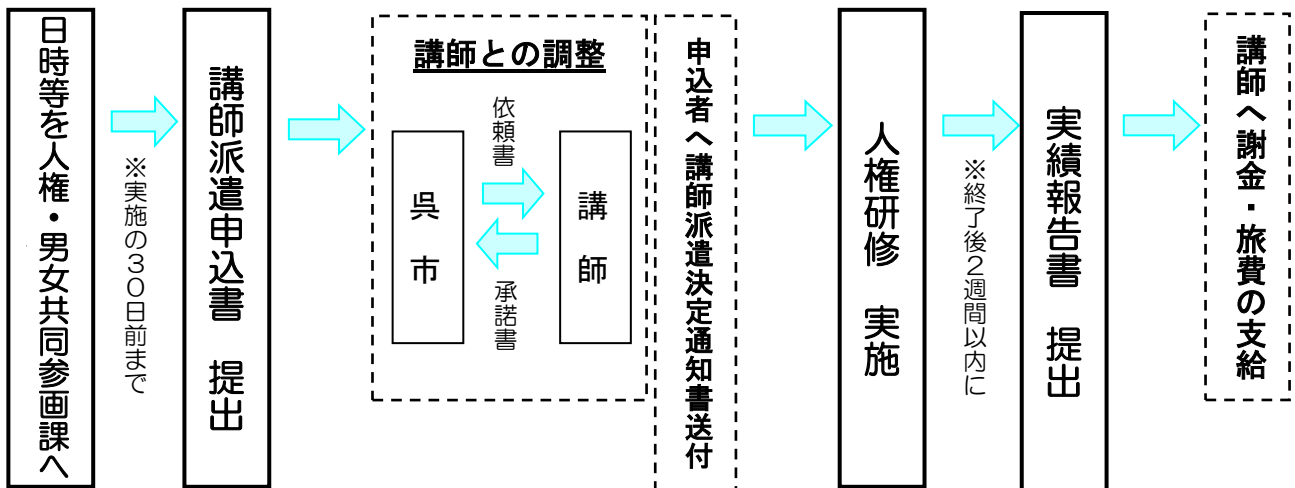
募集要項

市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習機会を提供するため、知識や経験等を有する者を人権研修の講師として派遣します。

1 講師派遣の対象となる人権研修

- (1) 市内の公共的団体等が主催するもの
- (2) 時間は、1回当たり概ね1時間以上3時間以内のもの
- (3) 場所は、市内に限るものとし、施設の使用に要する経費等については、団体の負担において行うもの
- (4) 国または県等の同様の助成事業等と併願しないもの

2 手続の流れ



※□で囲んだ部分は申込者が行うこと、[]で囲んだ部分は呉市が行うことです。

3 申込方法

日程等を連絡後、人権研修を実施する30日前までに、郵送または直接、人権・男女共同参画課へ、講師派遣申込書（様式1）を提出してください。

4 決定通知

派遣する講師の決定後、決定通知書を送付します。

人権研修の打合せについては、決定通知書受領後、講師と直接行ってください。

5 報告書の提出

人権研修が終了したときは、2週間以内に郵送または直接、人権・男女共同参画課へ、講師派遣事業実績報告書（様式5）を提出してください。

当日の研修資料や、参加者の感想等、研修の内容やその効果がわかるものを添付してください。

※講師派遣事業実績報告書提出後、呉市が、講師へ謝金と旅費相当額を支給します。

6 その他

申込書等の様式は、人権・男女共同参画課または、呉市のホームページ（呉市人権・男女共同参画課で検索）にあります。

7 問い合わせ・書類提出先

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市人権・男女共同参画課

TEL : 0823-25-3476

FAX : 0823-26-6267

E-mail : zinken@city.kure.lg.jp